

放置違反金公示納付命令書

1 納付命令を受ける者

下記の弁明通知書番号の弁明通知書により通知を受けた者

2 納付命令の内容

放置違反金に相当する金額として弁明通知書に記載された金額の放置違反金の納付

3 納付命令の理由

弁明通知書記載の納付命令の原因となる事実

上記のとおり道路交通法第51条の4第4項及び同条第10項の規定により命令します。

なお、この納付命令を受けた者は、道路交通法第51条の4第11項の規定に基づき、この命令によつて放置違反金を納付したものとみなされます。

令和 08 年 10 月 13 日

山 形 県 公 安 委 員 会 印



弁明通知書番号
24-101-080820-135000
24-101-260817-002001
24-101-260817-002003
24-101-260818-003004
24-101-260820-001002
24-101-260821-002003
24-101-260821-002005
24-101-260822-134846
24-101-260824-003002
24-101-260824-003005
24-101-260826-001002
24-101-260827-135064
24-101-260828-003003
24-101-260831-004002
24-101-260831-004005

弁明通知書番号
24-101-260901-001002
24-101-260901-001003
24-101-260901-134053
24-101-260902-002004
24-101-260902-135157
24-101-260904-004002
24-101-260904-004004
24-101-260907-001001
24-101-260907-001002
24-101-260910-004002
24-102-260823-130409
24-104-260711-131854
24-107-260815-115019
24-107-260816-115018
24-112-260828-135235